指定下水道工事店継続指定に必要な書類

**１（個人）・住民票の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通**

**又は**

**・在留カード若しくは特別永住者証明書の写し・・・・・・・・・・・・１通**

**※ どちらも原本かつ発行日から3月以内**

**（法人）・履歴事項全部証明書（原本かつ発行日から3月以内）・・・・・・・・・１通**

 **及び**

**・定款の写し（原本の写しであることの証明付）・・・・・・・・・・・・１通**

**２　申述書(第３条第１項第４号に該当しない誓約)・・・・・・・・・・・・・・・１通**

* 次の掲げる者のいずれかにも該当しないこと。

ア　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

　　 イ　県協会内の市町村等の規程に基づいて排水設備工事責任技術者としての登録を取消

されその取消しの日から２年を経過しない者

ウ　県協会内の市町村等の規程に基づいて下水道工事に係る指定工事店又はそれに相当

する事業者の指定を取消され、その取消しの日から２年を経過していない者

　　　 エ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって

必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の

　 理由がある者

カ　法人でその役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

**３　排水設備工事責任技術者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通**

**４　排水設備工事責任技術者証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通**

※排水設備工事責任技術者名簿に記載されている全員の方の写しが必要

**５　他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況を証する書類・・１通**

**６　東松山市指定下水道工事店確認事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通**